①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)
②名称	Ministry of Industry and National Entrepreneurship Industrial Property Office
③所在地	B.P. 1025, Libreville
④連絡先	(電話) (241) 74 84 63 (FAX) (241) 76 30 55 (E-mail) oliviameldao@gmail.com (internet)
⑤組織の長	Director General : Ms. Olivia Marlène Mbazoghe
⑥沿革	(1) 1960年フランスから独立、ガボン共和国となった。 (2) 1991年の憲法は、2003年及び2011年に改正されたが、知的財産に関する規定はなく、第1条(10)に「何人も財産に対する権利を有し、公共に必要とされる場合を除き、財産を剥奪されることはない。」と規定されている。ただし、2023年、軍事政権が国家機能の停止を宣言し、新憲法の提出と国民投票が2024年に予定される旨の表明があった。 (3) 1977年3月にバンギにおいて、アフリカ知的所有権機関 "Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle (OAPI)の設立に関するバンギ協定が取り決められ、1982年2月8日に発効し、1999年2月24日に施行された。加盟国は、ガボンの他、ブルキナファソ、ベナン、コンゴ、コートジボワール、中央アフリカ、カメルーン、ギニア、赤道ギニア、ギニア・ビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド及びトーゴの16国であった。 尚、バンギ協定加盟国は国内に産業財産権法を有さず、バンギ協定に基づく統一された特許制度、商標制度、意匠制度を有する。 (5) ガボンは、1978年1月24日、特許協力条約 (PCT) に加盟し、OAPIを受理官庁とした。 (6) OAPIにおいて2008年9月16日にハーグ協定 (ジュネーブ・アクト) が発効した。 (7) コモロ連合が、2013年5月25日にバンギ協定に加盟して、OAPIの第17番目の加盟国となった。 (8) OAPIにおいて2015年3月5日にマドリッド・プロトコールが発効した。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、植物新品種、伝統的知識、民間伝承

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1975/6/6	1962/3/26			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1964/2/29			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
			2002/3/6	2002/5/20
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
		2003/8/18		1975/6/10
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		1978/1/24		
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1		

①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	479	612	549	516
	(内　外国出願)				
	(内　日本から)	22	16	13	1
	(内　PCT ルート)	324	397	380	328
実用新案	全数	15	18		
	(内　外国出願)				
意匠	全数	505	438	468	655
	(内　外国出願)				
	(内　日本から)	4	1	2	
商標	全数	6,464	6,843	6,188	6,661
	(内　外国出願)				
	(内　日本から)	59	74	60	50

登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数	580	505	530	600
	(内　外国出願)				
	(内　日本から)	7	20	30	7
	(内　PCT ルート)	442	363	399	422
実用新案	全数	15	17		
	(内　外国出願)				
意匠	全数	477	432	215	347
	(内　外国出願)				
	(内　日本から)	5	1		2
商標	全数	6,800	7,117	4,674	6,006
	(内　外国出願)				
	(内　日本から)	67	74	61	65

出典：WIPO IP Statistics
(注) この統計数字は OAPI の統計数字と同じ。

⑫　組　　織

〈組織図〉

①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015 年 12 月 14 日公布（バンギ協定）
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人。職務発明又は委託発明は，契約が無い場合，雇用者又は委託者(顧客)に発明は帰属し、従業者は相当の報酬を得る。 (付属文書１　特許　第 9 条，第 11 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定　第 8 条(3))
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。 (付属文書１　特許　第 8 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(付属文書１　特許　第 3 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の開示は新規性判断に考慮されない。 (1) 出願人又は承継人に対する濫用による開示日から 12 月以内。 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日から 12 月以内。 (付属文書１　特許　第 3 条)
	⑪非特許対象	(1) 発見，自然科学的理論及び数学的方法 (2) ビジネス，純粋に精神活動又はゲームを行うための枠組，原則又は方法 (3) 単なる情報の提示 (4) コンピュータ・プログラム (5) 専ら装飾的な性質の作品 (6) 文学的，建築的及び美術的作品又は他の審美的創作物 (以上、付属文書１　特許　第 1 条) (7) 公序良俗に反する発明 (8) 人体又は動物の体の治療方法及び診断方法 (9) 動植物の品種、微生物学的方法を除く、品種を繁殖させるための本質的に生物学的方法 (以上、付属文書１　特許　第 2 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。(付属文書１　特許　第 23 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から 18 月以内に公開される。 (付属文書１　特許　第 19 条）。

①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)	
特許制度	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から3月以内に，何人も，異議申立することができる。 (付属文書1　特許　第20条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人又は公訴官は、無効の申立をガボンの管轄裁判所に提訴することができる。 (付属文書1　特許　第46条)
	⑱実施義務	有。出願後4年以内又は登録後3年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも1国において十分に実施されないときは、強制実施権付与の設定対象となる。 (付属文書1　特許　第49条)
	⑲費用 単位　FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用]　2025年1月1日現在 出願料　225,000 FCFA 優先権主張(1件ごと)　75,000 FCFA 公開手数料　365,000 FCFA 審査請求料　250,000 FCFA 公告手数料　200,000 FCFA 公告料加算 11～20頁　120,000 FCFA 21～30頁　300,000 FCFA 31～40頁　600,000 FCFA それ以上の加算(10頁ごと)　65,000 FCFA 10項を超える加算(1項ごと)　80,000 FCFA [特許権維持に掛かる費用]　2025年1月1日現在 年金 2- 5年次　270,000 FCFA(毎年) 6-10年次　400,000 FCFA(毎年) 11-15年次　525,000 FCFA(毎年) 16-20年次　675,000 FCFA(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。(ガボンにおけるPCT出願による特許は、OAPI経由でのみ取得できる。)

①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2015年12月14日公布（バンギ協定）
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	考案者及び承継人。職務考案又は委託考案は，契約が無い場合，雇用者又は委託者(顧客)に考案は帰属し、従業者は相当の報酬を得る。 (付属文書２　実用新案　第７条，第９条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理の資格	要。　バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定第８条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (付属文書２　実用新案　第６条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書２　実用新案　第２条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項から先立つ12月は新規性を考慮しない。 (1) 出願人又は承継人による開始日 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示日 (付属文書２　実用新案　第２条)
	⑪不登録対象	(1) 発見，自然科学的理論及び数学的方法 (2) 審美的創作物 (3) 精神的活動，ビジネスを行うための方法等，コンピュータ・プログラム (4) 情報の提示 (以上，付属文書２　実用新案　第１条) (5) 公序良俗，公衆衛生，国家経済又は国防に反する考案 (以上，付属文書２　実用新案　第４条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (付属文書２　実用新案　第21条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月以内に公開される。 (付属文書１　実用新案　第17条）。
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開から３月以内に，利害関係人は異議申立することができる。 (付属文書２　実用新案　第18条)

①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)	
実用新案制度	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人又は公訴官は、無効の申立をガボンの管轄裁判所に提訴することができる。 (付属文書２　実用新案　第52条）。
	⑱実施義務	有。出願後４年以内又は登録後３年以内の何れか遅い時点までに、OAPI加盟国の少なくとも１国において十分に実施されないときは、強制ライセンス付与の設定対象となる。 (付属文書２　実用新案　第37条)
	⑲費用 単位　FCFA (フラン・シーファ)	［出願から登録までに掛かる費用］　2025年１月１日現在 出願料　20,000 FCFA 優先権主張出願　25,000 FCFA 公開手数料　30,000 FCFA 審査請求料　25,000 FCFA 公告手数料　20,000 FCFA 公告料加算 10頁以上の加算(10頁ごと)　15,000 FCFA 10項を超える加算(1項ごと)　45,000 FCFA ［実用新案権維持に掛かる費用］　2025年１月１日現在 年金 2- 5年次　20,000 FCFA(毎年) 6-10年次　35,000 FCFA(毎年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2015 年 12 月 14 日公布（バンギ協定）
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人（自然人、法人）（付属文書 4　意匠　第 3 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。　バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定第 8 条)
	⑦出願言語	フランス語、英語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。5 年ずつ 2 回延長できる。(最長 15 年) (付属文書 4　意匠　第 19 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (付属文書 4　意匠　第 2 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項から先立つ 12 月は新規性を考慮しない。 (1) 出願人又は承継人に対してなされた明らかな違反 (2) 出願人又は承継人による公認の国際博覧会における展示 (付属文書 4　意匠　第 2 条)
	⑪不登録対象	(1) 意匠ではないもの　　(付属文書 4　意匠　第 2 条) (2) 公序良俗に反する意匠 (3) 特許可能な発明とも解される意匠
	⑫実体審査の有無	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。 (付属文書 4　意匠　第 16 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (付属文書 4　意匠　第 3 条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。ただし、同一区分であれば 1 出願に 100 意匠を含むことができる。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (付属文書 3　意匠　第 9 条(2))
	⑱意匠分類	国際分類（ロカルノ分類）を採用している。 (ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。 (付属文書 4　意匠　第 12 条)。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願時に申請すれば出願日（優先日）から 12 月を超えない期間で公開を延期できる。
	㉑異議申立制度の有無	有。　出願の公開から 3 月以内に，何人も，異議申立することができる。 (付属文書 4　意匠　第 13 条)。

①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)	
意匠制度	㉒無効審判制度	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は利害関係人又は公訴官がガボンの管轄裁判所に提訴することができる。 (付属文書4　意匠　第31条)
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位　FCFA（フラン・シーファ）	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　50,000 FCFA [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料　115,000 FCFA
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2015 年 12 月 14 日公布（バンギ協定）
	③地理的効力の範囲	バンギ協定加盟国に効力が及ぶ
	④他国制度との関係	バンギ協定加盟国(OAPI)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、原産地表示、商号、不正競争
	⑥商標の種類	商品・役務が他人と識別可能な可視的又は聴覚的な標識。 具体的には，語句；自体又は識別力を有する形態の氏；特別な，恣意的な又は架空の称号；図形；形状及び色彩の配置，組み合わせ又は濃淡；音声及び音楽の聴覚的標識，視聴覚的標識，連続標識 (付属文書 3　商標　第 2 条)
	⑦出願人資格	商標を使用する者（自然人、法人)。 (付属文書 3　商標　第 8 条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (付属文書 4　商標　第 5 条(3))
	⑨本国登録要件	無。 (付属文書 4　商標　第 8 条)
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。　バンギ協定加盟国の国内に非居住の出願人は、バンギ協定加盟国の国内に居住する弁理士を選任しなければならない。 (バンギ協定第 8 条)
	⑪出願言語	フランス語、英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日又は優先日から 10 年。10 年ごとに更新できる。 (付属文書 3　商標　第 22 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1) 公序良俗に反する標章 (2) パリ条約第 6 条で登録を排除されている標章 (3) 識別性がなく、特に製品の必須的又は共通的な名称あるいは構造からなる標章 (4) 公衆を欺瞞するおそれがある要素を含む標章 (付属文書 3　商標　第 3 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。パリ条約第 6 条(2)及び TRIPS 協定第 16 条(2)及び(3)の規定の下で「周知商標」として保護される商標は保護される。 (付属文書 3　商標　第 5 条)

①国名	ガボン共和国 Gabonese Republic (GA)	
商標制度	⑰一出願多区分制度の有無	有。ただし、商品と役務とを１つの出願で行うことは認められず、これらは別々の出願としなければならない。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。審査は、方式要件についてのみ行われる。 (付属文書４　商標　第 14 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。 (付属文書３　商標　第 14 条)。
	㉒異議申立制度の有無	有。出願の公開から３月以内に，何人も，異議申立することができる。 (付属文書３　商標　第 15 条)
	㉓無効審判制度の有無	無効審判制度：無。無効審判制度はないが、利害関係者又は公訴官は商標の無効をガボンの管轄裁判所に提訴することができる (付属文書４　商標　第 28 条)。
	㉔不使用取消制度の有無	有。継続して５年以上の不使用については、何人も不使用取消をガボンの管轄裁判所に請求することができる。 (付属文書４　商標　第 23 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟) (付属文書３　商標　第 10 条)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡を伴うことなしに譲渡できる。 (付属文書４　商標　第 30 条)
	㉘費用 単位　FCFA (フラン・シーファ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　360,000 FCFA 追加(1 区分あたり)　75,000 FCFA [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新料　500,000 FCFA 追加(1 区分あたり)　100,000 FCFA
	㉙料金減免措置の有無	無。